

規制の事前評価書

政策の名称	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し	
担当部局	金融庁監督局保険課	電話番号： 03-3506-6000（内線3431） e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年12月28日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 リスク量を算出する際のリスク係数について、基礎データを最近の金融市場実勢に適合させるとともに、信頼水準を90%から95%に引き上げを実施するもの。また、昨年10月の大和生命の破綻や、昨年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、マージン（資本）算入の厳格化及び証券化商品、CDS取引、金融保証保険のリスク係数の厳格化等を実施するもの。</p> <p>【目的及び必要性】 ソルベンシー・マージン比率については、保険会社のリスク管理の高度化や財務体質の強化を図る観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームを設けて見直しの検討が行われた。さらに、昨年10月の大和生命の破綻や、昨年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえた対応をする必要が生じていた。したがって、ソルベンシー・マージン比率に対するより一層の信頼性の向上を図るために、マージンの算入及びリスク測定の厳格化を図る必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	保険業法施行規則第66条、第79条の2、第80条、第86条、第87条、第161条、第162条、第190条 平成8年大蔵省告示第50号
想定される代替案	代替案	リスク係数の信頼水準を95%に引き上げるものの、マージン算入の厳格化は行わない。
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	保険会社が新しい算出方法を社員に対して周知するための研修費等の事務費用及び新しい算出方法に対応するためのシステム対応費用等の負担が生じる。	本案と同じ
(行政費用)	新しい算出方法を当局職員に対して周知するための研修費等の事務費用及び新しい算出方法に対応するためのシステム対応費用等の負担が生じる。	本案と同じ
(その他の社会的費用)	特に無い。	マージン参入の厳格化を行わないことは、負債である責任準備金の一部（保険料積立金等余剰部分）を無制限にマージン算入することになり、実態以上にソルベンシー・マージン比率が増加し、昨年10月の大和生命の破綻の教訓が生かされないことから、ソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼回復に繋がらず、もし、そのままの状態を放置すれば、保険業界全体の信頼性がより損なわれるといった悪影響を及ぼすおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	マージン算入の厳格化や、リスク係数の算出の基礎となるデータを最近の金融市場実態に適合させることにより、ソルベンシー・マージン比率に対する信頼性の向上が図られる。また、本案により、規制上のリスク計測が厳格化されることにより、保険会社のリスク感応度が高まり、リスク管理の強化・高度化に繋がる。	規制上のリスク計測が厳格化されることにより、保険会社のリスク感応度が高まり、リスク管理の強化・高度化に繋がる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本案と現行を比べた場合、費用については本案の方がシステム対応費用等の負担が生じるものの、便益については本案の方がソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼性の向上及びリスク管理の高度化が促されると考えられる。このような便益の増加は、ひいては保険会社の信頼性向上につながるものであり、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>また、本案と代替案を比べた場合、システム対応費用等に差異はないものの、便益については本案の方が負債である責任準備金の一部（保険料積立金等余剰部分）に対してマージンの算入制限を行うことから、より保険会社の実態を現したソルベンシー・マージン比率となり、ソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼性が向上する。さらに、代替案については、過去の破綻事例の教訓が生かされていないことから、ソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼回復に繋がらず、もし、そのままの状態を放置すれば、保険業界全体の信頼性がより損なわれるといった悪影響を及ぼすおそれがあると考えられる。</p> <p>以上より、代替案より本案が優ると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（平成19年4月3日公表）	
レビューを行う時期又は条件	経済価値ベースでのソルベンシー評価の導入時	
備考		